

12 月

お知らせ版

発行所 春日町役場
春日町 電話 1131

年末年始の交通安全運動始まる

交通安全防止は国民の意識であり、深刻な社会問題として、あらゆる関係機関、団体がこぞって真剣に取り組んでいるにもかかわらず交通事故は年々増加の一途をたどる現状です。

年末年始は輸送力の増加、歩行者の祝賀または天候その他の悪条件から交通事故の多発するシーズンです。とくに酔っぱらい運転の防止を徹底させるとともに、交通事故の絶滅を目標に年末年始の交通安全運動を展開します。町民皆さんのご協力をお願いします。

・実施期間

十二月二十日から一月十日まで。

・重点実施事項

◎飲酒運転の禁止

イ、各種の集会、会合では飲酒運転防止の申し合せを行なう。
ロ、飲酒を伴う宴会、宴会に出席する場合は絶対に車を運転して行かないこと。
ハ、車を運転する者には、絶対に酒を出さない。また、酒をすすめない。

ニ、車を運転する者は、たがいに飲酒運転をしないように、いましめあう。

ホ、酔っぱらって、ふらふら道路を歩いたり、交通のさまたげになる歩行をしない。

ヘ、各家庭では、交通安全防止について、日ごろ話し合いを行なう。

本格的なマイカー時代を迎え車を持つ人は、きびしい社会的責任が要求されています。酔っ

人口動態 (10月末)

人口	41,948人
口男女	21,367人
入出生	20,581人
転出	572人
転入	493人
死亡	69人
前月比	16人
前年比	132人
世帯	12,970

ぱらい運転をすれば社会からつまはじきされることを忘れないでください。

◎子どもの交通安全防止

イ、車の直前、直後の横断や飛び出しを絶対にさせないようにする。

ロ、子どもと外出する時は安全な横断、安全な歩行、信号の見かたなどについて十分しつけを行なう。

ハ、道路で遊ばないよう、また遊ばせないよう注意する。

ニ、幼児のひとり歩きは絶対にさせないよう注意する。

ホ、運転手は子どもを見かけた時は、一時停止、徐行するなど子どもの車道防止につとめる。
ヘ、二人乗りや片手ハンドルなどの自転車乗りかたをしない。

(経済課)

とどいたらまずとじまじょう

とどいたらまずとじまじょう

町政だより「お知らせ版」!!

今年の四月から毎月一回町政だより「お知らせ版」を発行し、役場各課の一と月の行事をまとめて町民の皆さんにお知らせしてきましたが、今後この「お知らせ版」に掲載された記事については回覧を回しませんので、紛失防止のため、とどいたら、まずとじまじょうにしてください。と (企画室)

町税の

滞納整理月間です

町税の滞納者には督促状や催告状で納税をお願いしても、なお納税されないときは、地方税法では滞納者の財産を差押え公売して税に充てるように規定しています。

・納税には役場まで来られなくても、春日町内にある証券りの銀行、農協、信用組合からでもできます。納付書を失くされたときでも、税額通知書を持参

されれば納税できます。十二月は滞納整理の月間です。納税秩序のために滞納一掃を目標にして督促や催告に応じない滞納者には、ただちに財産(不動産、電話、給料などの)差押え公売を行ないます。滞納となつて居る方はすぐ納税してこのような処分を受けないようにしてください。

(税務課)

買物の苦情や相談は

消費生活相談所に

「うそつき食品」や「穴開き食品」がはらんでしまっています。これらを追放するのはかきこい消費者のあなたです。泣きねいりしないで、申しては建設的な苦情で、あすのよい商品をつくりましょう。

苦情相談にはつぎのことを注意しましょう。

- ①いつ、どこで、いくらで
どんなふうに使ったか、どれ使ったかなど具体的にのべる
こと。くもをつかむようなこと
では苦情のもつてゆき所があり
ません。
- ②感情的にならないで
ケンカになつてはまともな話
しもまともありません。あくまで
冷静に相手の立場や事情もよ
くきいてスジを辿すようにしま
しょう。
- ③身近かな法律や商品知識の知
識を

マークや表示をよくたしかめ
て買うように気をつけましょ
う。食品衛生法や計量や表示に
ついての法律など知っておくと
まらがいやソクがあります。

④返戻がなくては水かけ論
現物を持参するか図をかい
て説明すること。型式、製造番号
などもお忘れなく。

③なるべく早めに
おそくなつては返品や取替え
のきかないこともあります。
ただし、ゴネドクは苦情の敵
です。

役場では十月より毎週木曜日
に専任の相談員による苦情相談
を開催しています。
今月の日程は次のとおりで
す。気軽にご利用下さい。

(経済課)

恵まれない人たちに 暖かい年末を



・12月の「歳末たすけあい運動」
にご協力下さい

相 談 日	場 所	時 間
十二月三日(木)	春日町役場本庁	午前10時 ～午後3時
十二月十日(木)	春日町商工会館	
十二月十七日(木)	春日町役場本庁	
十二月二十四日(木)	春日町商工会館	

火災シーズンに入る

冬は火災のシーズンです。火
災による悲劇をなくし、わたし
たちの生命と財産を守るため、
てくたさい。

(経済課)

- ・家庭や職場には必ず消火器を
備え、ガス器具などは毎日点検
して不審な時はガス会社や販売
店にすぐ連絡する。
- ・火を使ったまま扉を開けたり、
寝たばこやすいがらを投げ
ずてる行為は禁物です。灰皿に
は水を入れて使う。
- ・えんとつはときどきさうじし
て、ひび割れや貫通部がこけて
いないか調べる。
- ・石油コンロのシンの取り替え
や修理は、専門店にまかせ、灯
油や重油の取り扱いについては
消防署か消防団の指導を受け
る。

- ・ワッチはお子さんがいたずら
しないよう、手のとどかない場
所に置く。
 - ・たき火は風のある日はさけ、
残り火は完全に始末する。
 - ・万一、火災が起つた時は、高
ち着いて早く火を消すようにつ
とめるとともに、一一九番にす
ぐ通報する。
- 火災のシーズンに備え、ふだ
んから、消火について家庭で話
し合ったり、消防署の指導をう
けたりして、不意の火災に備え
てくたさい。

春日町 燃焼・清掃 日程表 (燃焼所別分)

区分	燃 焼	不 燃 物
月	春日原南町	
火	春日原東町 春日原北町の一部	
水	桜ヶ丘	春日原南町、編府
木	春日原	春日原
金	秋暮	秋暮、桜ヶ丘

※不燃物は燃焼日の前日に規定の置場へ敷らかき
ないように紙袋などに入れて出してください。

なお、八月より
ゴミ収集料も燃料
(町費負担)とな
った事ですので、
せめて家蔵から出
されるゴミの取り
扱いについては、
各自が責任をもつ
て取り扱ってくだ
さい。
(福祉課)

「不燃焼物」の 取り扱いについて

今まで数回にわたり、不燃物の取扱いについてお話ししてきましたが、今だに不燃焼物の取り扱いが間違になつていまして、次の点に注意して下さい。

不燃焼物とは、セトモノ類、ビン類(ビールビン以上)、金物類、突がう類、コンクリート製品などです。これを各置場に設置してある不燃焼物置場に出してください。この場合、新聞紙

また一般のゴミについても同様に無雑作に出されては、ゴミが、残飯や野菜くずなどばかりでは燃焼しません。ゴミの中には燃えるものがあるため、燃焼処理が困難になりますので、焼えるゴミは必ず一般のゴミと一緒に出して下さい。

妊婦健康相談について

十二月九日(水)千歳町公民館 三十分から午後三時まで
十二月十六日(水)春日町 公民館 同日も母子手帳を交付し
授乳木片、各会場とも午後一時 まで。
(福祉課)

二種混合(ジフテリア・百日ゼキ)

予防接種実施

二種混合予防接種を次により実施します。該当者はもれなく受診して下さい。

対象者 新生児 初回免疫(生後3ヵ月と12ヵ月)

・追加免疫 初回免疫終了後12ヵ月と18ヵ月

ただし、初回免疫のかたは3回連続して接種しなければ効力がありません。

・料金 無料 (福祉課)

日時と場所(各会場午後二時～午後四時まで)	第1回目	第2回目	第3回目	会 場
12月25日	1月22日	2月19日	紅旗 塚ヶ丘公民館	
12月24日	1月21日	2月18日	春日 原公民館	
12月23日	1月20日	2月17日	下光 白町公民館	
12月22日	1月19日	2月16日	中岡 中央公民館	
12月21日	1月18日	2月15日	桜ヶ 丘公民館	

年末、年始の 特別休暇について

十二月二十九日から一月三日まで、正月休みのため、役場本庁、康文所とも休みに入りますので、ご了承ください。

水道料金徴収委託者 の一部変更について

六月「お知らせ版」で掲載していた水道料金徴収委託者が一部変更になり、十一月分から次の委託者が徴収しますのでお知らせします。

なお委託者には、水道事業管理事務所発行の徴収事務委託証を交付しておりますので不審の際は委託証の提示を求めてください。

徴収地区 委託者

光 岡 (旧)松本孝子
(新)持込様子

紅旗塚ヶ丘ちくし(旧)松本孝子
(新)寺数君代
(水道課)

知っておきたい水道の知識 No.5

水道管凍結の防止について

本格的な寒さが訪れてきました。夜半の冷え込みが厳しい時は管内の水が凍結し水道管が破損する虞れがあります。パイプの破損事故は時を同じくして発生するため、限られた数の業者では修理に幾日もかかりその間使用者の皆さんに迷惑をかける結果になります。事故を未然に防ぐため、次の点に十分気をつけて、適切な措置を施して下さい。

- 廊外で凍結しやすい所や露出したパイプは布や縄を巻くなどの保温措置を講じて下さい。
 - 凍結した場合急に熱湯をかけると水道管が破裂する恐れがありますのでぬるま湯をかけて溶して下さい。
- なお、水道管が破損した時は水道課または左記指定業者に連絡して下さい。
- 1、宮本管工社 春日原東町二丁目一六(五八) 一四一一
 - 2、吉竹設備工業所 春日原南町西丁目五二(五八) 二二八五
 - 3、三井設備工業所 同本町一丁目三一(五八) 六〇七一
 - 4、大洋商会 春日原東町一丁目二一(五八) 〇七二五
 - 5、下河商会 大野町東町二丁目四五(五八) 一六九六
 - 6、原田設備商会 春日原市竹丘町一丁目二二(五八) 〇九七八

成人式の該当者はいませんか

昭和四十六年の成人式の該当者は
昭和二十五年四月二日/昭和二十六年四月一日までに生まれ、た人で春日町に居住し住民登録をしていらっしゃる人です。

申し込みの回覧が廻っていませんので該当する人は回覧に記入し駐在員に申し込んで下さい。すでに回覧が廻って申し込みを済ませた人は直接駐在員に申し込んで下さい。(社会教育課)

子ども会育成会長連絡協議会の開催について

- 7、筑紫商會 大野町白木原八三(五八) 〇三八六
- 8、平田設備 宝町二丁目三三四(五八) 二八五三
- 9、日本パイプクレイジーズ 春日原東町二丁目一(五八) 〇〇六二
- 10、大興産業 小倉八二七の二(五八) 一三二二 (水道課)

第五投票区設置

春日西小学校の新設に伴ない、春日西小学校体育館に第五投票所を設置する予定です。対象区域
上白水、下白水、天の橋、東白水 (選挙管理委員会)

消費者コーナー

一 買物上手トラの巻 No. 7

ホームコンサルタント 立石 朋

贈りものの買い方

クリスマスからおせいは、そしてお年玉と贈りもののシーズンです。せつかくあげた品でもえらび方をあやまると「こんなの」とがっかりされて効果なし。ポイントスをふんばつしての贈りものはぜひ「よろこばれる」ものをえらびましょう。

- △上手な贈りもの五カ条
- ①相手の好み、サイズなどの条件を考える
- ②売り場で「四十くらいの人」などといって買つと「まあこんな地味なの。よほど年よりにみられたのネ」と気をわるくされたりする。どうかなく思うときは取替券をいれてもらう。こんなサービスのある店を選ぶのもコツ。
- ③小人数の家庭にバカでかいダコレイションセンターやハム類も迷惑。のんびえにモナカ、のまめタバコをさしあげるなどはナシヤンス。
- ④食料品は日付けをみて買う食品公害が問題になっている。

お礼から、日付けをしらべて新しいものをおくるのが親切。年末年始は食品が重なるので冷蔵庫も満員。食べきれもせぬ。そんなときに保存期限ぎりぎりの大きなハムなどいただくのは困りもの。

⑤タライまわしには特別注意。あけてみると見も知らぬ人の名前がなんでもは失礼千万。包装もやり直して完全犯罪と思いきや、ハンドバックの内側のちよつと気付かぬ場所には「ナエナニ記念」などという文字があつて百年の信頼も一ぺんに失うという実例もあるのご用心。

⑥遠くに送る時のお心づかい。年末年始は郵便がおくれがち。到着までの日数をよく考えたいんだり味がおちたりせぬように。まさかと思ふものがこわれていることもあるので気をくばること。

⑦エンゴのエテケットも忘れないうで。

かつぐわけではないけれど、わざわざ四(死)という数にすることはない。菓子やかんづめや果物などあるていど形の大きいものは奇数に。一、三、五、七、九などにするのがエテケット。

議 会 報 告

第四回定例議会は十月五日開会し、十月二十四日閉会しました。

附議議案並びに結果

議案第四十七号 議会の議員その他非常勤の議員の公務災害補償に関する条例の一部改正について

議案第四十八号 春日町公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第四十九号、五十号 専決処分として設置し加えるもので原案可決。

春日東小学校並びに春日中学校校舎増築工事の契約変更の専決処分を承認。

議案第五十一号 春日町職員の旅費に関する条例の一部改正について

鉄道、船、車賃の値上げに伴う改正で原案可決。

議案第五十二号 昭和四十四年度春日町水道事業会計の決算の認定について

認定

議案第五十三号 昭和四十五年度春日町一般会計補正予算について

今回一億九百三十八万二千元の追加で予算総額九億八千八百五十一万二千元となった。追加額の主なもの、昇町保育所用地取得費一千二百十五万円、道路新設、舗装、改良、河川改修等の土木工事費五千七百四十一万一千円、土地基金積立金二千八百八十五万四千円などで、これに充てられる財源は町有地売却代金四千九百万円、町債四千二百五十万円、土木関係等の国庫補助金一千八百二十四万三千円などで原案可決。

議案第五十四号 昭和四十五年度春日町水道事業会計補正予算について

第三次採掘に伴う水利交渉並びにボーリング調査費百三十一万五千円、牛瀬川取水契約更新に伴う水利調整費百四十二万円など

で原案可決。
議案第五十五号 春日町教育委員の選任について
長野熊延氏(六十一才、筑紫野町)を再任することに同意。

- 春日町商工会館前道路拡幅および駐車場と駐車場管理人家設置について、継続審議。
- 春日厚良店街地区に町営駐車場設置について、継続審議。
- 中小企業振興委員の共同報告書建設のための町有地借地について、継続審議。
- 大和町地区の浸水対策について、継続審議。
- 失業対策事業制度の存続と改善費用を定めることについて、継続審議。
- 高令失業者等就労事業の実施を定めることについて、継続審議。
- 飲酒老朽不良住宅の改良建築について、採択。

- 町内会の名称と構成基準について。
- 福祉施設(老人憩いの家、保育所)の建築計画について。
- スポーツセンター用地の整地について。
- 私有道路の町道移管について。

- 第六小学校用地の取得状況について。
- 工場排水の公害と河川改修について。
- 国庫設計計画について。
- 宅地造成に対する防塵方針について。
- 国保税の課税方法の再検討について。
- 商工業者の指導育成方針について。

- 不用町有地の処分について。
- 町営住宅入居募集について。
- マスタープランの作成状況について。
- その他

- 詳細については議事事務局へ問い合わせください。(議事事務局)

あるけーあるけーあるけーあるけーあるけー

あるけ運動のお知らせ

「健康と体力づくり」を目的とした、あるけ運動は今月はつぎのとおり開催します。

○日時 昭和四十五年十二月十三日(第二日曜日)午前七時三十分(雨天の場合は第三日曜日)

○目的地 春日東中学校

○方法 自宅から歩いて七時三十分までに目的地に集合ラジオ体操をして解散。自宅から全行程歩けない人は適当なところまで車輛使用もさしつかえありません。
毎月第二日曜があるく日です、家族そろってあるけましょ。

「不用犬の日」は
ひきとり日」は
毎週(水曜日)午前九時から
(木曜日)午後四時まで
その他の日にはひきとりませ
ん。

なお、不用犬放棄の際は、牧場福祉課へ届け出てください。



恩給法、戦傷病者、戦没者遺族等

援護法が一部改正

恩給法および戦傷病者、戦没者遺族等援護法の一部改正が、昭和四十五年十月一日から施行されることになりました。

- 一、普通恩給および普通扶助料は八、七五パーセント増額。
- 二、特別恩給
- 三、特別恩給は十六パーセント増額。
- 四、特別恩給は十六パーセント増額。
- 五、特別恩給は十六パーセント増額。
- 六、特別恩給は十六パーセント増額。
- 七、特別恩給は十六パーセント増額。
- 八、特別恩給は十六パーセント増額。
- 九、特別恩給は十六パーセント増額。
- 十、特別恩給は十六パーセント増額。
- 十一、特別恩給は十六パーセント増額。
- 十二、特別恩給は十六パーセント増額。
- 十三、特別恩給は十六パーセント増額。
- 十四、特別恩給は十六パーセント増額。
- 十五、特別恩給は十六パーセント増額。
- 十六、特別恩給は十六パーセント増額。
- 十七、特別恩給は十六パーセント増額。
- 十八、特別恩給は十六パーセント増額。
- 十九、特別恩給は十六パーセント増額。
- 二十、特別恩給は十六パーセント増額。

の対象となりました。

- 三、次の事項に該当する軍軍属の遺族に一時金七万円が支給されることになりました。
- 支那事変（昭和十二年七月七日）以後、公務傷病に起因した疾病により軍軍属の間、または、その期間経過後四年以内（厚生大臣の指定する疾病については八年）に死亡した場合、また、原爆被害した場合も含まれます。
- 四、事業地、戦地の在職期間内に軍人、軍属が自ら命を絶ち（自殺）または戦線（敵前）を離脱（逃亡）して死亡した場合等については遺族年金等が支給されなかったが、今回の改正で支給されることになりました。ただし、内地、外地（台湾、朝鮮）で死亡したものは除かれます。
- 五、障害年金および障害一時金が約十六パーセント増額。
- 六、障害年金および障害一時金の支給対象の拡大。
- 七、軍属および準軍属の障害年金および障害一時金が恩給法

別表の第三款経までであったが、今回の改正により第五款経まで拡大されます。

また疾病にかかったものとみなされた場合の障害年金および障害一時金は第六項経までの者に限られていたが今回の改正で第三款経まで拡大されました。

- 七、障害年金の支給対象の拡大。
- 八、第一級以上の受給者に扶養親族がある場合はそれぞれ加給されていたが、今回の改正で第二級から第五級までの受給者にも妻（事実上の婚姻を含む）がある場合には一万二千元、準軍属八千四百円（被服用者九千六百円）の加給が行なわれることになりました。
- 九、戦没者等の妻に対する特別給付金支給対象の拡大。

（四）旧軍人または準軍人が戦争に際して戦死した場合に支給される特別扶助料等について、退職後死亡までの期間が二年（精核および精神病は六年）の別表が四年（精核および精神病は十二年）に延長されたことにより、昭和四十二年十月一日に特別扶助料または特別遺族年金を受けることになった妻には給付金二十万円が支給されます。

（五）昭和四十四年十月一日には遺族給付金を受けることになった元「防空監視隊員」の妻および総監業務に関する勤務に関連した傷病により死亡した元「勤労学徒および職用工」の妻に二十万円が支給されます。

- （六）特別扶助料または特別遺族年金についての退職後死亡までの期間が四年（精核および精神病は十二年）の制限が撤廃されたことにより、昭和四十四年十月一日に特別扶助料または特別遺族年金を受けることになった妻には二十万円支給されます。
- （七）九の回、同の該当者で戦没者の死亡当時戦没者以外に子も孫もいなかったものか、ま

たは戦没者の死亡当時、戦没者以外の子や孫のうち父母等と氏の間にも孫もいなかった父母に十万円支給されます。

（八）戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給対象の拡大。

- （九）昭和三十八年四月一日において不具給の程度が傷病年金の第三級以上の給付を受けていた者および戦傷病金の第三級以上の給付を受けたことがある妻には五万円支給されます。
- （十）昭和四十五年十月一日において、障害年金または一時金を受けることになった権利者のうち拡大公務傷病により第一級から第三級までの元軍人、軍属並びに公務傷病による四級以上の元軍属、準軍属の妻には五万円が支給されます。
- （十一）特別給付金は昭和十八年九月三十日（戦時）までに請求しないと支給できなくなりました。
- （十二）くわしいことは税務課（五八〇―二二二）、内務課（五八〇―二二二）、内務課（七五―一三〇）または庶務課（七五―一三〇）四七、七五―一三〇）にご相談のうえ請求して下さい。

（福祉課）